

平成 2 1 年 7 月 1 5 日

秋田県弓道連盟

加 盟 部 会 長 各 位

秋田県弓道連盟

会 長 渡 辺 鐵 哉

県民スポーツ大会の参加資格と全国遠的選手権大会  
県予選会について(ご案内)

向暑の候、皆様には益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

県連盟の運営につきましても、日頃より格別のご理解とご協力を賜り心から感謝を申し上げます。

さて、県民スポーツ大会の開催案内については、既に各市町村体協よりご案内のとおりと存じますが、その参加資格については要項 3 を尊重しますが、当分の間別紙とおりと致しますのでご理解のほどよろしくお願いいたします。

また、本県の現状では遠的競技会はこの大会のみであるため、当分の間本大会を全国遠的選手権大会の県予選を兼ねた大会と致しますので、別紙の参加資格と申し込み書の提出について、ご留意の上申込をお願いします。

平成21年7月12日  
秋田県弓道連盟

## 県民スポーツ大会(遠的)の参加資格と 全国遠的選手権大会県予選会について

経緯：「国体やミニ国体に出場した選手が、団体選手或いは個人選手として登録されると入賞者が固定し、県民スポーツの趣旨が生かされない。」との会員からの声もあり、これまでは文章化はされていませんでしたが、このことを踏まえ昨年まである程度の参加制限をして参りました。

### 本年度以降の方針

1. 県民スポーツ大会(遠的)の参加資格について  
出場制限について総則9を尊重するが。
  - (1)過去3年間に東北ミニ国体、国体または全国遠的選手権大会に出場した選手の団体戦への出場は認めない。
  - (2)過去3年間に東北ミニ国体、国体または全国遠的選手権大会に出場した選手のうち、次のいずれかに該当する者は個人戦への出場も認めない。
    - ・ミニ国体の3位以内入賞者
    - ・国体の予選通過者
    - ・全国遠的選手権大会の1次予選通過者
  - (3)よって上記(2)に該当する者以外の選手の個人戦出場は認める。
  
2. 全国遠的選手権大会の県予選会について
  - (1)当分の間、県民スポーツ大会(遠的)を「全国遠的選手権大会県予選会」を兼ねた大会とする。
  - (2)参加資格は、全国大会に準じ県連会員で五段以上、竹弓を使用する者。
  - (3)参加申し込み書は、県民スポーツ大会は市町村によっては参加料の補助等もあるようなので、それとは別葉に「全国遠的選手権大会県予選会」の申し込み書を提出すること。  
よって、県民スポーツ大会と兼ねて予選会にも参加する場合は両方の申し込み書に記載することとなる。
  - (4)参加料は県予選会のみ出場も県民スポーツ大会と同額とする。  
但し、兼ねて参加しても重複はしない。(H21:1,000円)
  - (5)全国選手権大会出場枠は男女各2名であるが、当分の間男女各1名(県弓連助成金支給対象)とする。  
全国大会残りの各1枠は、県弓連推薦枠(助成金支給は無し)とする。

# 全国遠的選手権大会

## 県予選会参加申込書

部 会 名		
連絡責任者	住 所	〒
	氏 名	
	電 話	

### 予選会参加者名簿

種別	氏 名	段 位	年 齢	県民スポーツ大会参加者	備 考
男子の部					
女子の部					

:1 県民スポーツ大会にも兼ねて参加する者は欄に をすること

:2 提出先、提出期限は「県民スポーツ大会」要項に準ずる。